

ぜひ!!
ご覧ください!

二本松税務署からのお知らせ



1. 給与所得者等の還付申告

年末調整を行っている給与所得のみの方等が医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税等）により還付を受ける申告書は5年間提出することができます。（令和4年分の確定申告の場合は、令和9年12月31日まで）。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、税務署では4月1日以降でも電話による事前予約制にて申告相談を受付しますのでご利用ください。

還付申告



2. スマートフォンで確定申告書を作成してみましょう!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンを利用して簡単に確定申告書を作成することができます。

また、マイナンバーカードがあればe-Taxで送信できます。

新型コロナウイルス感染症防止対策にも、ぜひスマホでe-Tax!

スマホ申告は
こちらから



3. 医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付や提出では控除できませんのでご注意ください。

申告書作成会場で医療費控除の確定申告書を作成する方は、あらかじめ、ご自宅等で「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場願います。

裏面をご覧ください!

医療費控除 明細書 書き方



令和4年分 申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和5年

3月15日（水）まで

消費税および地方消費税（個人事業者）

令和5年

3月31日（金）まで

○ ご相談が必要な方は、申告書作成会場へ

開設場所：二本松福祉センター 3階 第3会議室（二本松市亀谷1丁目5番地1）

開設期間：令和5年2月16日（木）～3月15日（水）《土、日、祝日を除く》

開設時間：午前9時～午後4時（作成終了時間）

※ 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は申告書作成会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。

※ 配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

※ 「入場整理券」の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

※ スマートフォン等及びマイナンバーカード（マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号を含む。）をお持ちの方は、ご持参ください。

〒964-0911 二本松市亀谷1丁目29

二本松税務署 TEL0243-22-1192 音声案内後

「0」番を選択：確定申告に関するご相談

「1」番を選択：国税に関する一般的なご相談

「2」番を選択：4月1日以降の来署予約

（予約受付は3月27日（月）から）

